

国連気候変動枠組条約 COP26 サイドイベント傍聴レポート

Launch of capacity building program for Article 6 approaches for high ambition NDC implementation

高い野心の NDC 実施のための 6 条アプローチの能力強化プログラムの開始

(一社) 海外環境協力センター (OECC)

- タイトル: Launch of capacity building program for Article 6 approaches for high ambition NDC implementation
- 日時: 2021 年 11 月 10 日 (水) 15:00-16:15 (GMT) 、11 日 (木) 0:00-1:15 (JST)
- 場所: COP26, Clyde Auditorium (175 pax), Glasgow (ハイブリッド開催)
- 主催: Technical University of Denmark (DTU), Global Green Growth Institute (GGGI)
- スピーカー : 1. **Silke Karcher**, Head, IK II 5, BMU, Germany, 2. **Adriana Gutierrez**, Min. of Environment, Colombia, 3. **Mohammad Irfan Tariq**, DG, Min. of Climate Change, Pakistan, 4. **Puttipar Rotkittikhun**, Director Project Evaluation and Approval Office, Thailand Greenhouse Gas Management Organization (TGGMO), 5. **Ndashe L. Yumba**, PS, Min. of Environmental Protection, Zambia
モデレーター : **Fenella Aouane**. Dep. Director and Head of Carbon Pricing Unit, GGGI
※モデレーターの Silke Karcher (Head, IK II 5, 連邦環境・自然保護・原子力安全省 : BMU, ドイツ) 氏が 6 条の交渉が長引いて遅れた為、かわって Fenella Aouane 氏 (GGGI) がモデレーターを務めた。
- 参加者数: 不明 (YouTube 視聴者 0:35=14 人)
- 概要: パリ協定 6 条に基づく、協力的アプローチの実施に意欲を示す 4 ヶ国 (タイ、コロンビア、パキスタン、ザンビア) を対象に、炭素市場に関する能力強化プログラム (Supporting Preparedness for Article 6 Cooperation : SPAR6C) を 2022 年初頭から開始し、今後 5 年間の予定で実施する。SPAR6C は、(a)政府、(b)研究、開発、環境 (気候変動の緩和と適応を含む) に取り組む機関、(c)国の金融機関を含む民間部門の参加者、(d)DFIs (国内金融機関) を対象とし、能力強化とパイロット事業を実施する。GGGI が SPAR6C プログラム全体を主導し、UNEP DTU Partnership などのサポートプロバイダーと協力して、各国でプロジェクト実施する。なお、SPAR6C は PNU (ドイツ) から 2000 万ユーロの助成を受けている。本イベントでは、4 ヶ国での過去の CDM の取組および 6 条に関連する現状と、各国で予定されている SPAR6C の計画が紹介された。本プロジェクトは、6 条を加盟国の長期的な国家目標や計画に結びつけることを目的としており、制度的な取り決めに支援するとともに、どの省庁がプログラムやプロジェクト承認を担当するのかなど、規制面での支援も行う。
※本ウェビナーの録画は [UNFCCC の Youtube チャンネル](#) から閲覧可能。
- **発表 : Introduction SPAR6C [Dr. Karen Holm Olsen, UNEP DTU Partnership]**
- ✓ SPAR6C では、パリ協定第 6 条に基づいて、産業界での野心的な取り組みを可能にするために、協

力的なアプローチを使用する意欲のある4つの国（タイ、コロンビア、パキスタン、ザンビア）を選択した。

- ✓ 各国での能力強化の対象は、(a)政府、(b)研究、開発、環境（気候変動の緩和と適応を含む）に取り組む機関、(c)国の金融機関を含む民間部門の参加者、(d)DFIs（国内金融機関）。
- ✓ このプログラムの主な目的は、6条の協力アプローチの実施を可能にする能力強化であり、6条協力のパイロット事業に取り組むことで、民間セクターを巻き込んでいきたいと考えている。
- ✓ プログラムの活動では、まず高い野心をもつコミュニティでパイロット事業を実施しこれによって得られた教訓を地域の近隣諸国にフィードバックする（WP1）。また国や地域を超えた取引の一貫性を保つためのツールやガイダンスを開発するため、技術支援を一元的に管理するツールボックスを用意している（WP2）。最終的に特定の国のニーズに合わせて、協調的アプローチに必要な基盤を強化したい。制度的フレームワーク、緩和分析のための長期計画、SDGsとの整合性等を各国政府と議論して制度の準備に取り組む（WP3）。
- ✓ コロンビア（WP3）：フォーカルポイントは Directorate of Climate Change (DCC)。コロンビアで進行中のドイツが資金提供しているイニシアティブや、世銀の [Partnership for Market Readiness \(PMR\)](#) / [The Partnership for Market Implementation \(PMI\)](#) 等と本プログラムリンクさせる予定。また、コロンビアに適した6条の下での取引のガイダンスやツールの作成について、コロンビア大学とすでに合意している。
- ✓ パキスタン（WP4）：カウンターパートは Ministry of Climate Change (MoCC)、炭素市場を設立する国家委員会もある。[NDC Partnership](#) や [Transformative Carbon Asset Facility \(TCAF\)](#) 等が行っている進行中のプロジェクトと本プログラムリンクさせる予定。パキスタンでは中期的に少なくとも3つのパイロット事業を実施し、中長期的な計画文書の作成を支援する。
- ✓ タイ（WP4）：カウンターパートは Ministry of Natural Resources と Thailand Greenhouse Gas Management Organization (TGGO)。進行中の6条パイロット事業と本プログラムをリンクさせたい。プロジェクト終了までに少なくとも1つのパイロット事業の実施し、計画文書を作成し、6条のもとでの協力に関するインフラと制度的な取り決め等を行いたい。
- ✓ ザンビア（WP6）：カウンターパートは Ministry of Green Economy & Environment。NDC Partnership や BMU が資金提供している6条パイロットなど進行中のプロジェクトと本プログラムリンクさせる予定。少なくとも3つのパイロット事業を行い、2つの計画文章を作成、取引の準備のために少なくとも1つの制度を整えたい。
- ✓ SPAR6C 全体では GGGI がプログラムを主導し、Carbon Limits、UNEP DTU Partnership、Kommunkredit Public Consulting、GFA Consulting Group などのサポートプロバイダーと協力して、それぞれが役割と責任を果たして各国でプロジェクト実施する。
- ✓ 2022年初頭にプログラム開始、今後5年で実施する。このプロジェクトは現在、最終承認段階にあり、具体的な国ごとのスケジュールについては、開始段階で微調整し、合意する予定。
- ✓ SPAR6C は PNU（ドイツ）から2000万ユーロの助成を受けた。

■ **[Adriana Gutierrez, Ministry of Environment, コロンビア]**

- ✓ 私たちはこの 2 週間、6 条に関する交渉を行ってきたが、各分野の省庁と連絡を取り合い、彼らが何を期待しているのか、また、彼らが説明したことを実現するために、どのように彼らと協力していくのかを確認する上で、このプロジェクトは非常に有益だった。
- ✓ ラテンアメリカではほとんどの国が 6 条協力のパイロット版を作ろうとしているが、我々にとっては今回が初めての機会。このプログラムに参加する他の国々と意見を交換しながら、どのようなステップを踏むべきなのかを理解する、非常に大きなチャンスになるだろう。

■ **[Mohammad Irfan Tariq, DG, Min. of Climate Change, パキスタン]**

- ✓ CDM には独特の強みがある一方、強化すべき点があった。このプログラムに参加し、試験的に実施して結果を出すためには、多くの能力強化と再編成が必要。
- ✓ 我が国が COP26 前に提出した更新版 NDC では、非常に野心的なもので、50%の削減を目標としている。多くの気候変動対策が必要であり、本プログラムの下で多くのプロジェクトが行われることになるだろう。

■ **[Ephraim Mwepya Shitima, Director, Climate Change and Natural Resources, Ministry of Green Economy and Environment, ザンビア]**

- ✓ 我が国が COP26 前に提出した更新版 NDC では、削減を目標は変わらないが、セクターを 3 つ追加した。
- ✓ ザンビアでは、民間部門は CDM の教訓から学んだ結果、炭素取引に消極的なので、彼らにはインセンティブが必要。私たちはこのプログラムが民間セクターの炭素市場への参加を促進するきっかけになることを期待している。
- ✓ 我が国では地域コミュニティが森林をエネルギー源として利用しているため、ほとんどの排出量が森林部門から排出されている。本プログラムによって森林部門の排出量を削減できることを期待している。

■ **[Puttipar Rotkittikhun, Director Project Evaluation and Approval Office, Thailand Greenhouse Gas Management Organization, タイ]**

- ✓ タイは地域的、二国間の協力や 6 条を含む多国間の協力に関心をもっており、このプログラムは 6 条の実施の準備をするために非常に有用であると考えている。
- ✓ タイではすで CDM を実施した経験があり、インフラは整備されているが、国内炭素市場の基準を改善したいと考えている。このプログラムに参加することで、インフラやレジストリなどに関する多くの問題を改善できると期待している。
- ✓ 我々は、すでに低炭素技術への投資を促進し、持続可能な開発を支援する国際市場メカニズムの恩恵を受けている。このプログラムの下で 6 条に関心のある他の国と共有するスキームは、私たちにとって非常に有益なものになるだろう。

■ **[Karen Holm Olsen, UNEP DTU Partnership]**

- ✓ 緩和行動の野心を高めれば、持続可能な開発にも大きな影響を与えることができる。CDM は必要

とする締約国が自主的に利用できるツールだったが、2015 年に 2030 アジェンダが合意される前の話。

- ✓ パキスタンでは、2030 アジェンダが、持続可能な開発の影響を報告するためのフレームワークになっている。持続可能な開発のために、相乗効果や関連性をマッピングすることは、ますます重要になってきている。
- ✓ このようなツールの開発を支援するために監督機関を評価する規定が、6 条の条文に盛り込まれている。プログラムが各国の評価をサポートすることも期待。

■ 各国との質疑応答

[Q] (モデレーター) : タイでは、民間投資を動員する上での最大の課題は何か？

[A] (タイ) : 稼働しているプロジェクトが少ないため、損失やリターンの見積りが困難。なので能力強化は、公共部門だけでなく、民間部門でも行わなければならない。

[Q] (モデレーター) : ザンビアは 6 条に対してどのようなアプローチをとっているのか。

[A] (ザンビア) : 大まかな課題が 3 つ、①排出量の削減、②資源の動員（ここでは民間企業の出番となる）、③持続可能な開発への貢献で、特に 6.4 条では、プロジェクトが実施される地域に住むコミュニティに利益がもたらされる必要がある。緩和策のアセスメントや緩和策の費用対効果の検討も必要。

[Q] (モデレーター) : 「10 億本の木プログラム (a billion trees program) 」と本プログラムがどのように結びつくのか

[A] (パキスタン) : 「10 億本の木プログラム」は、100 億本の木を植える事業で、今年の世界環境デーには、パキスタン首相が 20 億本の木を植えた。植林は緩和策であると同時に適応策でもある。このプログラムの緩和の部分、協力的アプローチと結びつけて、排出削減目標を設定することができる。このプロジェクトには官民双方が参加しており、生活の面でも、農村地域や女性など社会の各層を巻き込む面でも、複数のメリットがある。

[Q] (モデレーター) : コロンビアの NDC では排出量の 50%が森林であり、森林は重要な分野。コロンビアの炭素市場に関する規制の目的と、それらを今、導入することの重要性は何か？

[A] (コロンビア) : コロンビアは 2017 年から自主的な国内炭素市場を導入し、そのプロセスで多くのことを学ぶことができた。2025 年からは義務的な炭素市場へと移行する予定であり、6 条がある以上、ユニット(取引単位)がどこに行くのかを確実に知る方法が必要になる。来年には 6 条に関するルール作成を開始する予定で、同時に、NDC の実施計画、炭素収支や移行に関する施策など、より技術的なインプットも得ようとしている。

■ モデレーター

- ✓ 本プロジェクトは、6 条加盟国の長期的な国家目標や計画に結びつけることを目的としており、制度的な取り決めに支援するもの。誰がプログラムやプロジェクトを承認するのか、どの省庁が承認を担当

するのかなど、規制面での支援も行う。

- ✓ ツールボックスの中には、プロジェクト開発者のために、6 条戦略を評価する方法が含まれている。これは開発者が、自分たちがやろうとしていることが 6 条取引の対象になるかどうかを判断するための文書。
- ✓ 例えば、ペルーでは、新しい技術を国内に導入するプロジェクトはすべて 6 条取引として認可される可能性があることを決定し、現在、ルール作りを開始している。
- ✓ SPAR6C は能力開発だけでなく、実地で学習するために、試験的な初期の取引を行う。取引を行うことで、各国でルールが確立され、安心して取引を行うことができ、6 条を利用したカーボンファイナンスの継続的な誘致という持続可能な道を歩むことができるようになる。

■ ドイツはなぜ SPAR6C に資金を提供するのか [Silke Karcher, Head, IK II 5, BMU ドイツ]

- ✓ 6 条が解決されこのプロジェクトが開始される、あるいはたとえ解決されなくても、今あるものを使って確固たるルールができることを願っている。
- ✓ 6 条の本当に重要な点は、個々の CDM プロジェクトのように、継続できるかできないかではなく、ホスト国の NDC と整合性をとること。
- ✓ パートナー国は、単にプロジェクトを許可するだけでなく、最も野心的な気候変動対策の成果を得るために、戦略を練らなければならない。国内の行動と、市場を通じて資金調達された行動をどのように組み合わせ、NDC と整合性をとるかを考える必要がある。
- ✓ CDM では、「低いところになる果物」の収穫、即ち低コストの取組だった。収穫しないのは愚かなことであり、CDM はいくつかの果実を目に見える形にして、収穫するには役立った。
- ✓ パリ協定 6 条では CDM とは異なり、すべての国がそれぞれの野心的な NDC を持っていて、追加的な排出削減量があれば、それを市場で売ることができる。これは「高いところになる果物」つまり高コストな取組、一段高い野心だ。
- ✓ 各国にとって、この野心の追加が意味を持つ分野を個別に見ていくだけでなく、多くの国で意味を持つ分野があるはず。一律ではなく、あらかじめパッケージ化された解決策があれば、各国に合わせてカスタマイズすることができる。これも、このプロジェクトの重要な要素であり、我々はすでにプロジェクトの先鋭化について 4 ヶ国と議論している。

■ 質疑応答

Q.1 (会場の男性) : 6 条のルールブックのドラフトでは、ジェンダーの平等、地域コミュニティや先住民の権利について、全体的にやや不十分である。これについて登壇者の意見が聞きたい。

A.1 (モデレーター) : SPAR6C はジェンダーとインクルーシブの側面に焦点を当てた、いくつかの取組をすでに行っている。例えば、GGGI は、英国政府が主導する「[Catalysts for Climate Action](#) (気候変動対策のための触媒)」の支援を行っている。COP26 では、地域ごとに円卓会議を開催し、各国に能力強化のプログラムに何を望むかを具体的に尋ねており、SPAR6C 全体でも同様の手法をとっている。私たちは 2 年間にわたって各国と対話し、このプログラムに少なからぬ資金を投入してきた。また GGGI は現在 40 カ国近くに常駐しており、能力強化は、ワークショップや伝統的な手法だけでなく、継続的なコミュニケ

ーションの中でも行われている。

A.1 (ザンビア) : 我が国には CDM の基準があるが、ジェンダー平等やインクルーシブの問題を考慮するならば、この基準を改訂しなければならない。潜在的な 6 条プロジェクトにアプローチするには強固な基準が必要。

A.1 (コロンビア) : この 1 週間は、COP26 では地域コミュニティや先住民の権利、人権について言及し、文書に盛り込もうとしている。私たちは今まで、様々な種類のコミュニティの参加を求めてきたが、コミュニティの幅は狭められていた。

A.1 (パキスタン) : CDM と今回の 6 条のイニシアティブとの違いは、CDM はプロジェクトベースの活動だったが、6 条は政策提言であり、社会全体を対象としたアプローチであるという点。私の理解では、能力強化に、伝統的な手法やワークショップだけではなく、継続的なプロセスが必要。それは、手に取ることも見ることできない商品（炭素クレジット）を取引するための方法として、コミュニティに力を与えるものでなくてはならない。そのためには、コミュニティだけでなく、私たち自身（政府）の能力強化が必要。

A.1 (Dr. Karen Holm Olsen, UNEP) : 私たち TCU は長年にわたり、多くの国で CDM のための能力強化を行ってきた。また市場では、投資が先進国/高排出国に集中し、後進国には行き渡らないという傾向があるため、平等な分配が問題となっている。ステークホルダーの参加のための手続きや、コミュニティに害を与えないためのセーフガードの観点からも、衡平性の問題に取り組む必要がある。能力強化のためには、意識改革が必要。女性が最も恩恵を受けられるようなプログラムを作るには、専門的な知識が必要であり、私達はその知識をもっている。

A.1 (タイ) : 過去の CDM プロジェクトでは、地元のコミュニティにステークホルダー・コンサルテーションを奨励してきた。今回のプログラムでも、コミュニティやプロジェクトに参加するすべてのステークホルダーの能力を高めることは非常に有益。

Q.2 (米国インディアナ大学の女性 + モデレーターの補足) : 以前の CDM では、新興経済国が投資の多くを受け、後開発途上国は取り残されていた為、このような問題に対処するためには能力強化が鍵になると多くの人が言っている。しかし 6 条には多くの論点があり、新興経済国が強い影響力を持っている。6 条の下で、取引を通じて各国にカーボンファイナンスを流す必要性があるのか？能力に対応することができるのか？

A.2 (コロンビア) : 6 条とは何かを理解することが重要。炭素市場の下で行うことは、6.2、6.4、6.8 のいずれでも構わない、つまり NDC を超える取組でなければならない。それは、各国がすでに持っている能力を超えようとする、すなわち各国が持っている技術やシステム、その他の能力を強化することになる。

A.2 (パキスタン) : 私はコロンビアに全面的に同意。パキスタンでは、国家炭素市場委員会が設立され、委員会では、計画プロセスの中でどのように最適な方法で注入するか、ロードマップを定義しなければならない。まずはどのセクターで最初に試験的に実施するかを特定した。このように問題に取り組むことが能力を強化することになる。

A.2 (ドイツ) : CDM で発生した管理費予算の大部分を、6 条の能力強化に使用することを推進したい。例えばアフリカの LDCs（後開発途上国）に焦点を当てた能力強化にさらに 1,000 万ドルを投入することを約束している。行政インフラの強化も必要だが、自主的炭素市場（VCS）がけん引役になって

いる。VCS によって炭素価格が明らかになったことで、途上国でもプロジェクトが行われるようになってきている。VCS が形成される過程で、アフリカで登録された小規模なプロジェクト（料理用ストーブなど）の割合が大きくなってきている。近い将来、自主的な市場が形成されるだろうと私は比較的強く期待しており、このような市場で、co-benefit が検討されるだろう。「最も支援を必要としている人々を支援したい」と考える（炭素クレジットの）買い手がいれば、より公平な競争が行われ、より均等な分配が可能になる。

作成：久世 濃子